

令和6年度 第9回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和6年12月25日

令和6年度 第9回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年12月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧		
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明	
	7番 福井 脩	8番 山本 浩子		
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜	
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則	
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克巳	
	20番 和田 憲治			
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子	
	24番 米田 豊			

○欠席委員 (1名)

6番 平松 稔久

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 非農地証明願承認について

議案第 4 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

5. 閉会

1. 開会

○議長 定刻よりやや早いですが、予定されている方は出席いただいておりますので、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和6年度丹波市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長より御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。

在任委員24名中、議席番号6番の平松委員から欠席届、議席番号8番の山本委員から、遅刻届が提出されております。よって、出席委員は、現在22名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号20番の和田委員、議席番号21番の荒木委員、両委員よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号30番 ～

～ 議案第2号 所有権移転 番号3番 ～

～ 議案第1号 区分地上権設定 番号1番、番号2番 ～

～ 議案第2号 賃貸借設定・一時許可 番号1番、番号2番 ～

～ 議案第3号 番号10番 ～

～ 報告第2号 番号2番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、ニンジン、大根、ハウレンソウなど、野菜です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

当該農地では、野菜を作られます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、申請者が市外からの移住予定者で、拠点となります住宅と農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、黒大豆、トマト、キュウリなど、自家用野菜です。

農作業経験は12年あり、道具も所有されているとのこと。

また、草刈機等も導入予定と聞いております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番～番号6番、議案第3号、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

只今、山本委員が出席されました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

水稻を栽培する計画になっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいということで、図面は12ページに添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

現在も耕作されておまして、購入した後、そのまま黒豆を継続して栽培したいということです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、農地を売買により取得し、花、野菜、果樹を栽培する予定で、農業経営を開始したいというものです。購入者は市外在住で、こちらに移住希望でございます。

図面は13ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、農機具は、草刈機、管理機等を購入して、やりたいということでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

そして、併議となっております、議案第3号の番号10番でございますが、これは地目変更のための非農地証明願で、図面は13ページに示しております。

12月13日に確認しましたところ、現地は庭・倉庫として利用されており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号6番、議案第3号の番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番、議案第3号の番号10番につきまして、番号6番は、許可することとし、番号10番は、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は許可することとし、番号10番は証明書を発行することにいたします。

これにつきましては、非農地のところを、進入路として使うということです。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号7番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号8番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。なお、利用計画は水稻でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は16ページ

ージに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、16ページの地図を見ていただきますと、ここに非農地証明願の宅地がございます。この住宅を購入されて、現在のお住まいからこちらのほうに移られて、農業をやってみたいということで、現在は、草刈機が1台あるだけのございますけども、必要な道具については、揃えていきたいということでございます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号10番～番号17番、報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番から番号12番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号10番につきましては、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は17ページに示しております。

この方につきましては、地域の農業に関わっていききたいという思いをお持ちです。

作物は水稻ということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

併せて、報告第2号の番号2番に記載しております農業用井戸施設がございます。この物件につきましては、以下のような経過書が付いております。

上記の土地は、昭和55年度の土地改良事業に際して、当該農業用井戸施設用地として整備されたものであります。売買にあたり、農地を農業用施設用地として同様に利用するというところでございます。

番号11番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面は18ページに示しております。作物は水稻ということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、それから地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号12番につきましては、農地を売買により取得し、新規に農業をしたいということでございます。農機具等を揃えながら、現在、農業については勉強していこうということでございます。図面は18ページとなっております。

この方は、1ターンで来られて、家の近所で農地を管理し、そしてまた農業に従事していきたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号13番から番号16番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

まず、番号13番は農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

譲受人は、市外の住所になっていますが、地図の上のほうにある拠点を含めて購入されており、水稻を中心にしていきたいということでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、新規に農業経営を始めたいというもので、図面は20ページに示しております。

現在この圃場には栗が植わっており、引き続き栗を栽培していくということになっております。

現在拠点は、交渉中でございます。

農機具としましては、草刈機、管理機、耕運機等を今知人の家に預けて、管理している状態でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号15番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21

ページに示しております。

この圃場を購入することにより、より効率的に経営を拡大するというところでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号16番は、番号15番と同じ譲受人になっております。この3筆の圃場は、譲受人の自宅のすぐ横にございます。自宅の近くの圃場を購入することにより、営農の効率化を図るというものでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番、報告第2号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第2号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 拠点はどこでしたっけ。

○委員 まだ交渉中です。

○委員 交渉中、はい。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これ、農機具はどうでしたっけ。

○委員 耕運機を1台所有しておられて、作物はタマネギを植えられます。

○委員 はい。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号18番～番号26番、議案第2号、所有権移転、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告ですが、皆さん、お疲れのようですけれども、明瞭な言葉で、しっかりと説明をお願いいたします。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番であります。これは農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は23ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

また、番号19番についても、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものであります。図面は23ページに示しております。

これも地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

それと、併議で、42ページに移らせていただきます。議案第2号の番号3番について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番につきましては、売買により住宅及び庭等として、利用したいというものであります。図面は、23ページと24ページに示しています。

申請地の農地区分ではありますが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積でありますけれども、必要最小限のものということではありますが、図面を見ていただいたら分かりますように、非常に土地そのものが変形したいびつな土地であって、また石垣、そして段差というものがあ

ります。そういう中で、24ページの配置図の中に書いてありますように、その敷地面積そのものは、509平米と書いてありますが、地図上で、23ページのこの地図を見ていただきますと、白いところがあるんです。その部分の一部を利用して、進入路にしたいということで、この空白の部分が135平米ありますので、全体で644平米ということになります。しかし、一部を利用されるということでもありますし、同時に非常にいびつで、石垣、そういう段差があるという中で、ひとつ御理解をいただきたいと、このように思っています。

転用面積は必要最小限であり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号20番から番号23番まで、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号21番は、農地を売買により取得し、新規に農業を始めたいというもので、図面は26ページに示しております。

譲受人は、東側と南側に隣接する住宅を同時に購入されまして、ここを拠点にして、栗とか柿、ユズ、ナツミカン等の収穫樹を栽培される予定でございます。

収穫樹でございますので、これといった農機具等は必要ないかと思うんですけど、草刈機は所有されておるようでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号23番は、農地を売買により取得され、経営規模を拡大したいというものであります。図面は28ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号24番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号24番は、農地を親子間で贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しています。

譲受人の住所が県外になっておりますが、親の自宅が拠点となり、当分の間、現在の住所から通いで営農される予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号25番、番号26番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30、

31 ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

譲受人は、市外の方でございますが、31 ページの地図を見てもらいますと、ちょうど下、南側ですが、消えておりますが、ここに会社がございます。既に、この周辺で農地を取得されております。

番号26番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は32 ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

それと番号25番の作物ですが、これは果樹を植えられるということです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号18番、番号19番、議案第2号の番号3番を、併議という形で、審議をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問、意見等はございませんでしょうか。

○○委員。

○委員 これ家が建ってから入居してということやったんやけど、それまでは、どこを拠点にされるんですか。

○委員 23ページの、取得する農地の上の白いところを買われます。

○委員 西上ということやね。西側。

○委員 そうですね。東側。

○委員 道路挟んだ東側。

○委員 これもちょっと高台ですけどね。

○委員 そこを買われとって、またこっちに家を建てる。

○委員 これはもう古い家なんです。

○委員 農機具なんかは持ってるんですか。

○委員 農機具は、譲渡人の方が、この地域で核となって農作業もやっておられる方で、この方の農機具を借りるということになります。

ただし、畑ということで、果樹が主でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第2号の番号3番につきましては、許可相当と意見を付して、進達することとし、議案第1号の番号18番、番号19番については、許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第2号の番号3番につきまして、許可相当と意見を付して進達することとし、議案第1号の番号18番、番号19番については、許可すべきものと決

定いたします。

番号20番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号27番～番号30番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号27番は、農地を売買により取得して、農業経営を開始したいというもので、この方は、農業の研修を3年ほど受けてきたということを知っています。水稲と野菜を栽培したいというふうに聞いています。

軽トラック、トラクター、田植機、コンバインなどを取得されるように聞いております。

図面は33ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

ちょっと付け加えますと、この方、ご高齢ですが、家族の方、娘さん家族の方も一緒に農業をされるということです。

よろしく申し上げます。

○委員 番号28番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号28番は、農地を売買によって取得し、野菜や果樹などを栽培し、農業を開始したいというもので、図面は34ページに示しております。

拠点となる民家を購入済みで、草刈機を所有し、耕運機を購入予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

引き続き、番号29番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号29番は、農地を譲渡によって取得し、ブドウ栽培を開始したいというものです。図面は35ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号30番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号30番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は36、37ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、農地法第3条の規定による農地等の区分地上権の設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、区分地上権設定、番号1番、議案第2号、賃貸借権設定・一時許可、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議案第1号、農地法第3条の区分地上権設定許可申請承認についての番号1番と、併せて議案第2号、農地法第5条の賃貸借権設定・一時許可申請承認についての番号1番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

図面は、39ページに示しています。

両議案に係る当該の土地は、令和4年1月19日から3年間の一時転用許可期間中であり、その期限は令和7年1月18日となっております。

また、転用事業者が一時転用の許可を受けて、太陽光発電設備を設置し、農地の所有者が下

部の農地において、営農を行うというもので、太陽光発電設備の設置者と営農者が異なるため、農地法第3条の区分地上権設定も、併せての申請となっております。

転用面積は、太陽光発電設備のパネルの支柱の面積となっております。

下部の農地は、現在イチジクを栽培しており、引き続きイチジクを栽培するという営農計画書、栽培理由書、知見を有する者の意見書等が添付されております。

当該農地につきましては、平成27年から営農型太陽光設備が設置されており、今回は4期目の更新であります。

春日地域委員会では、これまでの栽培実績のほか、現地のイチジクの生育状況、農地の管理状況等を十分勘案して、総合的に審議しました。

イチジクについては、収穫までに時間を要する作物であるため、今年はまだ収穫には至っておりませんが、おおむね順調に生育しており、5年後の収穫に向けて、適切な営農の継続が見込まれるものと考えます。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業の施行区域内であるため、第1種農地と判断されると思いますが、一時転用であって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

また、隣接所有者、地元の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。なお、令和6年3月28日付け、営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについての通知において、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、農地法第5条の申請者に対し、民法の地上権、またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するため、農地法第3条の許可に係る申請を同時に行うこととありますので、農地法第3条の区分地上権設定も併せて、今回申請したということになります。

農地法第3条の許可については、同通知の中で、農地法第5条の許可と同日付で行うことになっております。兵庫県知事の農地法第5条の許可と同じ日付に合わせる必要があることから、農地法第3条許可書の交付については、会長専決により、処理していただいております。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、議案第2号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと今聞き逃してたんやけど、イチジクということやったけど、これ何年目から収穫あるって言わはったんかな。

○委員 いや、言ってないんですけど、これは今から5年ぐらいで、収穫できる予定にしております。

○委員 あと5年。

○委員 そうですね。実際には早く植えている分もあるので、それはもう実がなってるんですけど、まだ剪定もあまりしてないので、今まで営農型で作るものを試行錯誤してたんですけど、結局今のところはイチジクが一番よく育ってるということで、全面的に今イチジクをやっているということになってるんですけど。

県の普及センターにも来ていただいて、指導を受けてやっていますので、それでいけると思っているんですが。

○委員 あと5年ぐらいせな収穫できへんいうことやね。

○委員 そうですね。

○委員 5年か。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

○委員 ○○です。

あとで市島の方からも出てくるんですけど、これ、転用期間が令和7年1月19日から3年間。今から申請間に合うんですかね。

○委員 間に合うと思ってるようです。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決に移ります。

議案第1号、農地法第3条の区分地上権設定の番号1番につきましては、議案第2号、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番の転用許可期間と同様ということになります。

お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の区分地上権設定の番号1番については、許可すべきものと決定し、議案第2号、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番の、兵庫県による処分決定日と同日会長専決で、許可書を交付することとし、農地法第5条の賃貸借設定・一時の番号1番は、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第1号、農地法第3条の区分地上権設定の番号1番については、許可すべきものと決定し、議案第2号、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番の兵庫県による処分決定日と同日、会長専決で許可書を交付することとし、議案第2号、農地法第5条の賃貸借設定・一時の番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、区分地上権設定、番号2番、議案第2号、賃貸借権設定・一時許可番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議案第1号の番号2番と議案第2号の番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

図面は、40ページに示しております。

両議案に係る該当農地は、令和4年2月3日から3年間の一時転用許可期間であり、その期限は令和7年2月2日となっております。

転用事業者が一時転用の許可を受けて、太陽光発電設備を設置し、農地の所有者が、下部の農地において営農を行うもので、太陽光発電設備の設置者と営農者が異なるため、農地法第3条の区分地上権設定も併せての申請となっております。

転用面積は、太陽光発電設備のパネルの支柱と引き込み柱の面積となっており、下部の農地では、現在シキミを栽培しており、今後も引き続きシキミを栽培するという営農計画書、栽培理由書、知見を有する者の意見書等が添付されております。

市島地域委員会では、この3年間の栽培実績のほか、現地のシキミの生育状況、下部の農地

の管理状況等を十分勘案して、総合的に審議いたしました。

シキミについては、収穫までに時間を要する作物であるため、まだ収穫には至っておりませんが、生育状況は栽培計画に記載されている成長の指標である、樹高約50センチにおおむね達しており、2年後の収穫に向けて、適切な営農の継続が見込まれるものと考えます。

ただ、一部生育が未熟なものもあるため、排水対策等の必要な処置を講じるよう、指導をしております。

申請地の農地区分は、農振農用地であるため、農地法第3条第4項の規定に基づき、丹波市長に意見照会を行ったところ、農用地区域内に位置するが、農地として利用しているための転用目的、営農型太陽光発電設備であることから、丹波市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断できるので、当該地の一時転用はやむを得ないとの意見書が提出されております。

また、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。
なお、令和6年3月28日付け、営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについての通知において、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、農地法第5条の申請者に対し、民法の地上権、またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するため、農地法第3条の許可に係る申請を同時に行うこととありますので、農地法第3条の地上権も併せて、今回申請としたということになります。

農地法第3条の許可については、同通知の中で、農地法第5条の許可と同日付で行うことになっており、兵庫県知事の農地法第5条の許可と同じ日付に合わせる必要があることから、農地法第3条許可書の交付については、会長専決により、処理していただいております。

よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番、議案第2号の番号2番につきまして、質問等、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決に移ります。

議案第1号、農地法第3条の区分地上権設定の番号2番については、議案第2号、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号2番の転用期間と同様ということになります。

お諮りいたします。

議案第1号、農地法第3条の区分地上権設定の番号2番については、許可すべきものと決定し、議案第2号、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号2番の、兵庫県による処分決定日と同日、会長専決で許可書を交付することとし、農地法第5条の賃貸借設定・一時の番号2番は、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第1号、農地法第3条の区分地上権設定の番号2番については、許可すべきものと決定し、議案第2号、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号2番の兵庫県による処分決定日と同日、会長専決で許可書を交付することとし、議案第2号、農地法第5条の賃貸借設定・一時の番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番、番号2番、番号4番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号1番、番号2番は同一の申請になりますので、併議でお願いします。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番、番号2番は、売買により、5区画の建売分譲住宅・露天駐車場と、位置指定道路として、利用するための申請です。図面は43、44ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね500メートル以内に医療施設が2か所あるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得して、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は45ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

この申請につきましては、隣接所有者1名の方の同意が得られておりません。疎明書が添付されておりますので、その概略を説明します。

このたび、隣接農地の土地所有者様より、太陽光発電設備の建設について、同意をいただけ

るよう努めましたが、農地法第5条に基づく宅地等転用同意書について、自己の理由により同意が得られず、同意書がない状態となりました。

この方は、9月から12月10日までに、数十回にわたって、いろんな接触、説明を、同意を得られるように対応されたということで、また太陽光発電の建設が理由となり、将来にわたって、隣接土地所有者と弊社の間で問題が発生した際は、弊社において解決するというふうに書かれています。

そして、この疎明書の内容につきまして、隣接所有者のほか、関係者に事実確認を行ったところ、内容に相違はありません。何度か御本人さんと面談も行いましたが、最終的には、印鑑は押さないが、太陽光発電設備を設置してもよいということを伺っております。

ほかの隣接所有者や、自治会、水利組合、農会の同意は得られており、同意をしない理由が、この転用申請とは関係のない感情的なものということで、周辺農地の営農への支障はないものと思われまます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○委員 すいません。太陽光発電設備には賛成であるということですか。

○委員 そうです。本人さんから話を聞いたところ、太陽光発電設備は造ってもええけども、判子は押さへんというお考えのようです。

○議長 よろしいですか。

○委員 この関係で、氷上地域でもありましたね。太陽光発電設備を隣で造ってもええけども、判子は押さないという案件が。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第5条の規定による農地法の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、使用貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人が一般住宅・露天駐車場を建設するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は47ページです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認いたしております。

使用貸借契約書案も添付されております。よろしくお願ひします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと聞くんやけど、譲受人と譲渡人が同一の人がおられるんやけど、これはどういうことなのか、ちょっと分からへんのですけど、説明してもらえますか。

○議長 ○○委員。

○委員 これは、この土地の名義が、息子になつとるんです。それを母親と本人で、使用貸借、共同で、使用貸借するということなんですけど。

○議長 ちょっと内容が分かりにくいので、暫時休憩を。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは会議を再開いたします。

○○委員。

○委員 すいません。4条、5条が混在する場合は、5条一本の申請になるんです。

○議長 ○○委員、よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩をします。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第3号 番号1番～番号9番、番号11番～番号14番 ～

○議長 議案第3号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告ですが、進め方について、まずお話をいたします。

番号1番と番号4番につきましては、地図上を見ていただいたら分かるように、同じ区画内で、同一申請となっておりますので、番号1番と番号4番を先に確認報告をお願いいたします。

その後、番号2番について確認報告をお願いします。その後一旦審議をしますので、まず番号1番と番号4番、そして番号2番の順番で、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番、番号4番は、ともに地目変更のための非農地証明願です。図面は52ページに示しています。

12月16日に確認したところ、現地は境内地となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和27年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しています。

12月16日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和49年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番と番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番と番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 番号3番について、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は54ページに示しています。

12月16日に確認したところ、現地は公衆用道路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として証明することに、問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号5番、番号6番につきまして、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は55ページに示しています。

12月16日に確認したところ、現地は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は56ページに示しています。

12月16日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地は物置となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和31年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地は住宅・露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

続きまして、番号9番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成11年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号11番、番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地はグラウンドとなっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号12番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は16ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地は、北側の1筆は物置、南側の2筆は住宅・物置となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、北側は昭和31年頃、南側は昭和51年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号13番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しております。

12月16日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和59年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号14番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は33ページと62ページに示しています。

12月12日に確認したところ、住宅敷地横は露天駐車場、もう1筆は山林となっており、いずれも農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成2年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、

平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 ～

○議長 議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番について、12月13日の氷上地域委員会で確認をいたしました。現地は山林・墓地・公衆用道路となっており、全て照会のとおり取り扱うことに、問題がないと確認をしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についての番号1番につきまして、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、地籍調査事業の番号1番につきまして、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についての番号2番につきまして、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についての、番号2番につきまして、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答い

たします。

～ 議案第 5 号 ～

○議長 議案第 5 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番から番号 3 番まで、1 2 月 1 6 日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 4 番から番号 2 0 番まで、1 2 月 1 3 日の氷上地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 2 1 番から番号 3 6 番について、1 2 月 1 3 日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号 2 1 番の利用権設定を受ける者は、拠点が市内にあり、また当該土地の付近に農業用倉庫があり、それを利用して、耕作すると聞いております。

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 3 7 番から番号 4 8 番まで、1 2 月 1 6 日の春日地域委員会におきまして、確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、この中で、番号 3 8 番の方は住所が市外ですが、この方は週末には丹波市に来て、農業をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 4 9 番から番号 5 6 番まで、1 2 月 1 2 日の山南地域委員会におきまして、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原・氷上・青垣・春日・山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定についての、柏原・氷上・青垣・春日・山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原・氷上・青垣・春日・山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号57番から番号79番まで、12月12日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

- 議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。
- 委員 番号1番から番号6番まで、12月16日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- 議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。
質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
柏原地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
復席をお願いします。

(該当委員復席)

- 議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号7番から番号9番について、12月13日の氷上地域委員会におきまして、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。
- 議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号10番から番号17番について、12月13日の青垣地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。
- 議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号18番から番号59番まで、12月16日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。
番号18番と番号19番の方なのですが、この番号56番の方がお手伝いされるということになっております。
- 議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号60番について、12月12日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農地中間管理事業の推進に関する

る法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 氷上・青垣・春日・山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

○委員 春日地域の案件の中で、番号47番ですね。設定を受ける者が、市外に住所があるんですけども、その後収穫のときも市外から距離があると思うんですけど、地元には拠点か何か。

○委員 拠点は、近くにそういうような場所を持っておられるということを知っています。

○議長 ほかに、質問等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上・青垣・春日・山南地域における農用地集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上・青垣・春日・山南地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 番号1番～番号5番 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原・青垣・春日地域の内容につきまして、補足等はありませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号1番は、地元の自治会組織が発注します排水路工事のため、届出者が農地を作業用地として一時的に利用するものです。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

こちらの団体は、毎年多面的機能支払交付金を活用されて、法面のコンクリート化を進めておられます。図面は54ページと69ページに示しています。

その工事に、農地を一時的に作業用地として、利用されるということです。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号3番は、排水路の改修工事を行うための進入路の一時利用です。図面は70ページに示しています。工事完了後は、原状復旧をしますということです。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号5番を見ますと、これは道路整備工事などで工事用道路として利用したいということがございます。

○議長 質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 番号1番 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から補足することはありますか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

こちらについては農業用倉庫ということで、新たに設置したいということです。

以上です。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 番号1番、番号2番 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 補足はありません。

○委員 補足はありません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、以上となっております。

何か質問、意見等、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局から連絡をお願いします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 今年もあと数日になりました。今年は1月1日の地震からいろんなことがありました。

特に我々、農業関係者としては、お米の値段が上がるとか、最近では黒豆と小豆が非常に高値であると、いろんなことがございましたけれども、来年こそはよい年になりますように、過ごしてもらいたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

それではよいお年をお迎えください。これで第9回定例総会を終わります。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年12月25日

議 長 ㊟

議事録署名委員（20番委員） ㊟

議事録署名委員（21番委員） ㊟
